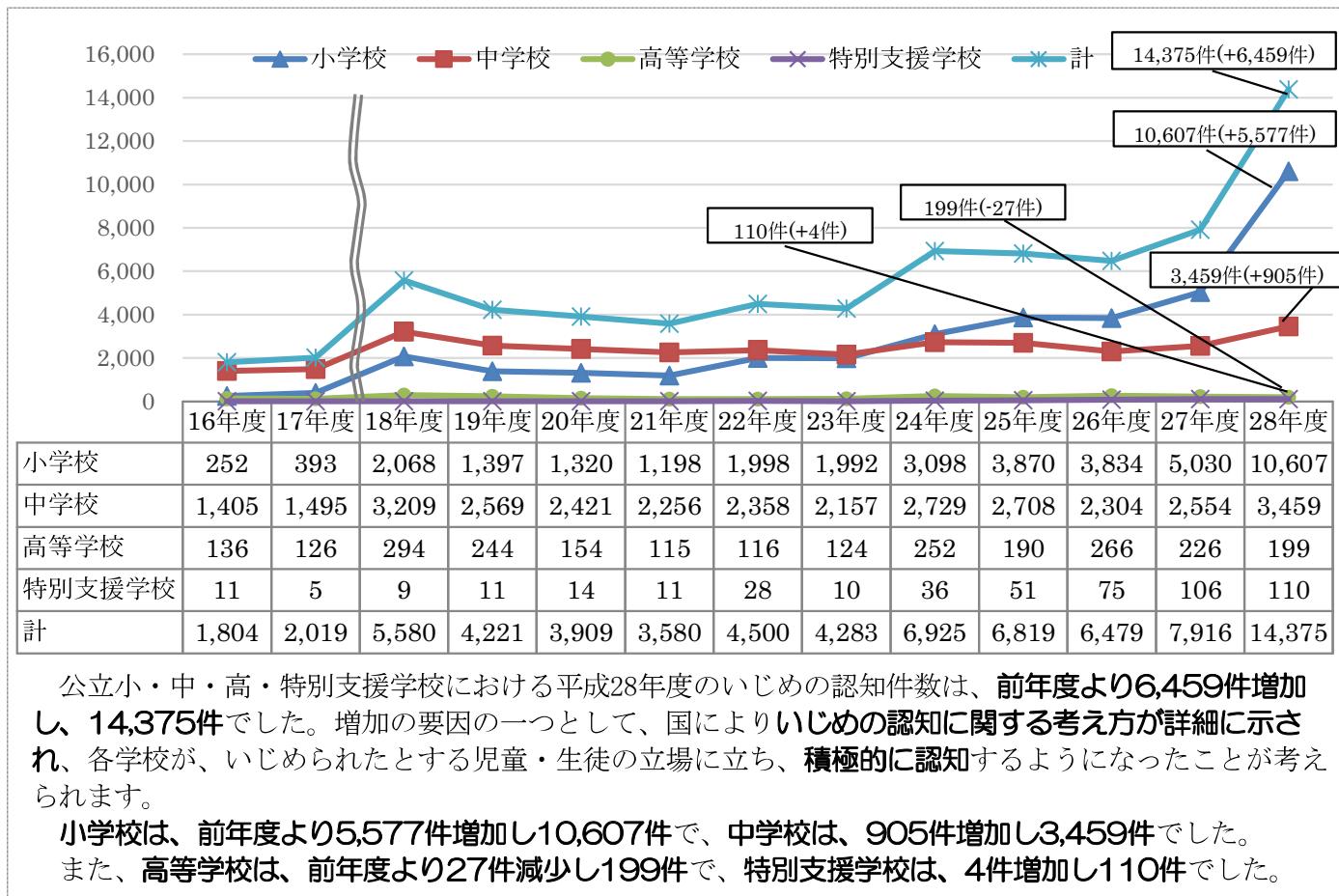


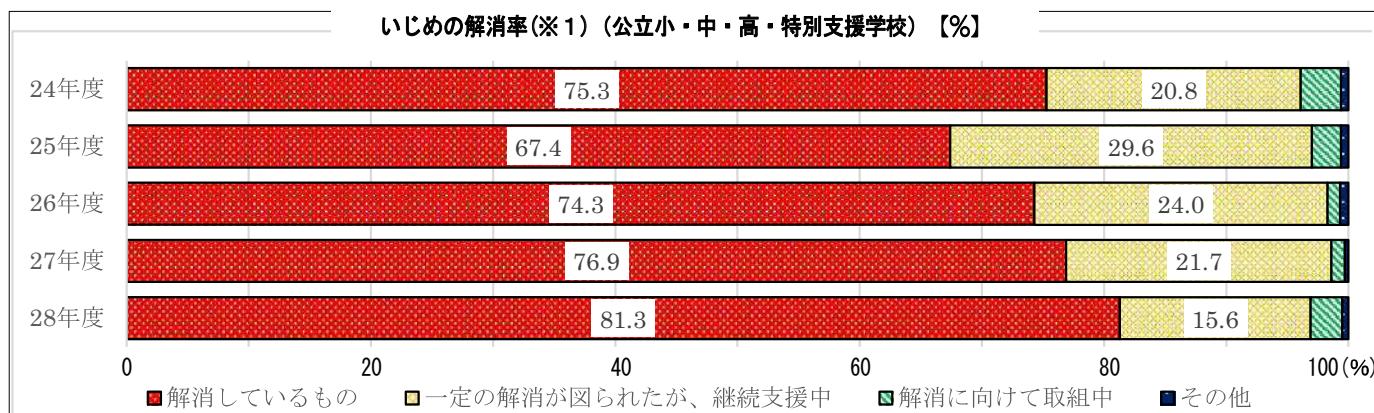
いじめの認知件数が大幅に増加しました

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件】

\*18年度にいじめの定義が変更された



認知されたいじめの解消した割合が増加しました



平成28年度からは「解消しているもの」の定義(※2)が新たに示され、項目も「解消しているもの」「解消に向けて取組中」「その他」の3つ(※3)となりました。「解消しているもの」の定義が28年度に示されたため、単純に比較はできませんが、年々「解消しているもの」の割合が高まってきています。

※1 いじめの解消率：いじめの認知件数のうち、「解消しているもの」の件数が占める割合

※2 解消している状態(解消しているもの)：

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。

②被害児童・生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できる。

※3 県の独自調査では28年度まで「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目を付加

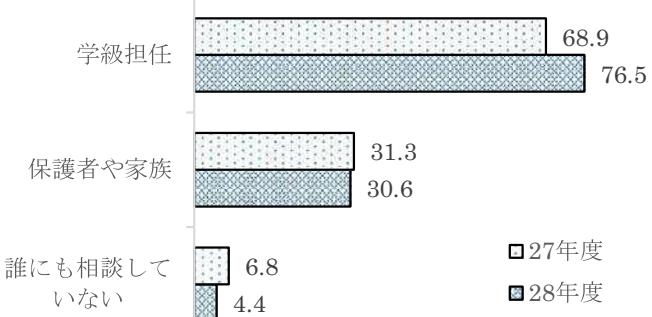
## 相談しやすい環境づくりの取組から、学級担任に相談する割合が高くなっています

いじめられた児童・生徒の相談状況において、どの校種でも「学級担任」に相談する割合(76.5%)が最も高くなっています。また、「いじめの発見のきっかけ」も「学級担任が発見」の割合(20.8%)が全国で3位と高くなっています。学級担任による普段からの細やかな児童・生徒の観察と「相談しやすい環境づくり」がいじめの早期発見、早期解決へつながっています。

なお、「誰にも相談していない」児童・生徒の割合は減ったものの、まだ4.4%あります。引き続き「SOSの出し方」や「相談してよいこと」等を繰り返し伝えていく必要があります。

いじめられた児童・生徒の相談状況（公立小・中・高・特別支援学校）【%】

\*複数回答のため、合計は100%を超える

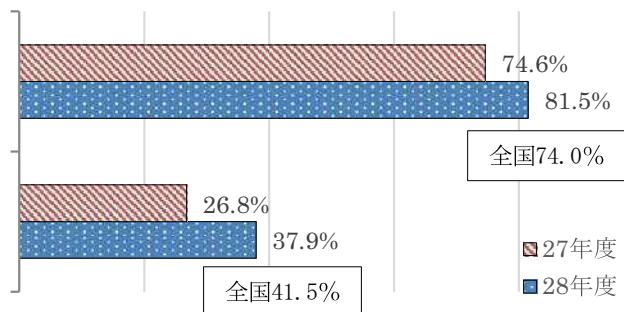


## いじめ防止に向けた児童・生徒主体の取組とともに、地域との協働も進んでいます

いじめに対する日常の取組（全体に占める取り組んでいる学校の割合）（公立小・中・高・特別支援学校）【%】

児童生徒会活動を通じて、いじめ問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。

P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会をもうけた。



「児童・生徒会活動等、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進」し、児童・生徒が、いじめを「自分たちの問題」としてとらえ、自ら主体的に考え、行動するための取組が進んでいます。

また、学校とP T A・地域等による「いじめの問題について協議する機会を設ける取組」が進みました。「いじめは社会性を身に付ける途上にある児童・生徒が集団で活動する場合、起こりうるものであり、早期に対応することが重要であること」や、「学校のいじめに対する取組や基本方針等について共通理解を図る取組」を、今後も充実させていくことが大切です。

## ～いじめ防止対策の推進に向けて～

県・市町村教育委員会の教育長は、平成29年2月9日、次の事項を申し合わせ、各教育委員会及び学校におけるいじめ防止対策を推進しています。

- 1 教育委員会職員及び学校教職員一人ひとりが、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づく適切な対応を改めて徹底する取組を進めます。
- 2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組を進めます。
- 3 保護者や地域住民に、いじめの定義を周知するなど、いじめ防止への理解を促進する取組を進めます。
- 4 被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組みます。
- 5 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるよう取り組みます。

県教育委員会では、この申し合わせ事項を踏まえ、保護者や地域の方々に、いじめ防止への理解をより深めていただけるように啓発リーフレットを作成し配布をしています。今後も「すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」という姿勢で、学校・家庭・地域の協働で、子どもたちを守り、育てていくと共に、学校では、児童・生徒が積極的に関わるいじめ防止の取組を推進していきます。